

嬉野市営嬉野温泉公衆浴場 指定管理候補者選定協議報告書

令和 7 年 10 月 16 日

嬉野市指定管理者選定委員会（産業振興部）

1. 経緯

嬉野市営嬉野温泉公衆浴場の指定管理者の選定にあたり、嬉野市指定管理者選定委員会（産業振興部）は応募団体から提出された提案書類の審査及び面接審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を行った。

この度、審査が終了し、指定管理候補者を選定したので、ここに審査結果を報告する。

2. 選定委員会委員（順不同）

委員長	中原 敏文	嬉野市商工会 事務局長
委員	志田 誠	九州北部税理士会武雄支部
〃	山口 史子	佐賀県茶業試験場 場長
〃	早瀬 宏範	嬉野市 副市長
〃	小野原 博	嬉野市 総合戦略推進部長

3. 募集及び委員会の経過

【募集経過】

令和7年8月8日	指定管理者募集開始 ・市ホームページにて一般公募 募集要項等の配布開始 ・配布方法 市ホームページからのダウンロード
令和7年9月4日	質問票提出期限 ・質問票提出者なし
令和7年9月18日	申請書提出期限 ・1者から申請書提出
令和7年9月19日	一次審査（書類審査）
令和7年9月25日	一次審査結果及び二次審査（面接審査）実施の通知

【委員会経過】

令和7年7月30日

第1回指定管理者選定委員会

- (1) 指定管理者選定員委嘱状・辞令交付
- (2) 委員長選出
- (3) 本委員会の公開・非公開について
- (4) 指定管理者の募集要項及び仕様書について
- (5) 書類審査・面接（ヒアリング）について
- (6) 今後のスケジュールについて

令和7年10月14日

第2回指定管理者選定委員会

- (1) 本委員会の公開・非公開について
- (2) 二次審査（面接審査）に係る事前説明
- (3) 各申請団体プレゼンテーション
- (4) 各申請団体ヒアリング
- (5) 採点・協議
- (6) 指定管理候補者決定

4. 審査について

1) 審査にあたっての考え方

選定委員会では、「嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例」及び「嬉野市営嬉野温泉公衆浴場指定管理者募集要項」を基に、あらかじめ定めた評価項目及び配点に従って、応募団体から提出された申請書類の審査及び面接審査（プレゼンテーション及びヒアリング）により厳正な審査を行った。

今回、応募者が1者のみであったため、この1者が指定管理候補者として適当か否かについて、審査を行った。また、指定管理者として適当とする最低基準点は、採点表による各委員の評価点数の合計の6割とした。

2) 応募資格等

応募のあった団体について、募集要項に定める「申請者の資格」及び「欠格事項」への該当の有無等については、事務局より問題がないことの説明を受け、確認した。

嬉野市営嬉野温泉公衆浴場指定管理者募集要項（抜粋）

1. 申請者の資格

申請者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる各号の条件を満たし、かつ指定管理期間中、公衆浴場の利用促進普及を図り、安全かつ円滑に当該施設の管理運営を行うことのできる者とする。

- （１）法人等の団体であること（法人格の有無は問わない）。
- （２）申請時において嬉野市内に事務所又は事業所を置き、又は指定期間の開始日までに嬉野市内に事務所又は事業所を置こうとする法人等（共同企業体の場合は、代表となる法人等）であること。
- （３）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- （４）地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない法人等でないこと。
- （５）官公庁から指名停止措置を受けていないこと。
- （６）会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断されるものでないこと。
- （７）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う法人等でないこと。
- （８）市県民税、法人税、消費税等を滞納していないこと。

2. 共同企業体での申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等（共同企業体）での申請ができる。なお、この場合は、次の事項に留意すること。

- （１）共同企業体で申請する場合は、代表となる法人等を定めるとともに、「共同企業体構成表」と「共同企業体協定書」を提出すること。
- （２）同時に複数の共同企業体の構成団体となることはできない。
- （３）単独で申請した法人等は、共同企業体で申請する場合の構成団体となることはできない。
- （４）共同企業体で申請した法人等は、申請から指定管理満了までの間における代表となる法人等及び構成員の変更は原則として認めない。

3) 選定評価項目、配点

選定評価項目		配点
利用者の平等利用の確保		適 ・ 否
管理運営体制	経営基盤	10
	職員、人員配置	30
	安全対策、危機管理	20
運営方針	基本的方針	20
	事業計画の実現の可能性	10
	施設の維持、管理	20
	サービス向上・利用促進の取り組み	60
	経費縮減	30
合計		200

4) 申請者

①名称：一般社団法人 嬉野温泉観光協会

5) 審査結果

嬉野市指定管理者選定委員会（産業振興部）において、厳正な審査を行った結果は、下記のとおりとなり、嬉野市指定管理者選定委員会規則第3条第2項に基づき、当該施設の管理を行う指定管理候補者として次の通り選定した。

候補者：一般社団法人 嬉野温泉観光協会 686 点／1,000 点

5. 総評

申請者より提出された事業計画、プレゼンテーション及びヒアリング結果等を踏まえて選定委員5名が個別採点を行った結果、委員全体の合計点は、最低基準点である600点を超えており、これまでの指定管理運営実績により、安定的な運営ができる評価となった。